

水俣病問題に係る懇談会（第 7 回）メモ

新潟水俣病被害者の会・同共闘会議 高野秀男

1. 新潟水俣病被害者の会

会の代表者等

会長 樋口幸二（1933.2.2 生 / 旧水原町）

副会長 小武節子（1936.10.9 生 / 新潟市）、権瓶晴雄（1930.8.14 生 / 旧安田町）

事務局長 倉島重雄（1938.12.8 生 / 旧豊栄市）

ほかに幹事 10 名、会計監査 2 名、事務局員 1 名（高野秀男）

会員数 133 人（05.12.28 現在） 231 人（96 年 2 月決着時）

2. 新潟水俣病共闘会議

会の代表者等

議長 清野春彦（弁護士）

議長代行 中村洋二郎（弁護士）、副議長 関川智子（新潟民医連）

事務局長 高野秀男（新潟県平和運動センター）

ほかに常任幹事 6 名（被害者の会、地区労、政党（社民・共産）、弁護士、民医連）、

幹事 10 名、会計監査 2 名

会員数（06.1 現在構成組織・員数）

10 団体（5 万人超）

* 1997 年 10 月新潟水俣病被災者の会脱会

3. 両団体の結成時期及び経緯

1965(S40)1 昭和電工、鹿瀬工場のセトアルデヒド^{*}生産中止。椿教授、I さんを有機水銀患者と診断6 新潟水俣病公表。厚生省特別研究班発足。昭和電工、セトアルデヒド^{*}製造設備撤去・工程図焼却

8 新潟県民主団体水俣病対策会議発足(22 団体で構成・県評オブ加盟 70.1 水俣共闘に)

12 新潟水俣病被災者の会発足

66(S41)7 昭和電工、工場排水説に反論し、地震農薬説を展開

8 通産省「昭和電工とは思えない」、厚生省「結論は出すが、昭電が反論する限りどうにもならない」

67(S42)2 昭電安藤専務、「(昭和電工が原因企業であるとの)政府の結論が出ても従わない」と公言

6 新潟水俣病第一次訴訟提起。このあと四日市ぜんそく(1967.9)、イタイイタイ病(1968.3)、熊本水俣病(1969.6)が裁判提起

68(S43)1 被災者の会 & 民水対、富山イ病・熊本水俣病現地訪問。「新潟と熊本は手をつなごう」

9 政府、両水俣病について正式見解

70(S45)1 新潟水俣病共闘会議結成

71(S46)8 環境庁、いずれかの症状があれば水俣病とする事務次官通知を通達

9 新潟水俣病第一次訴訟判決、原告勝訴 (72.1)上・中流域より認定患者

73(S48)3 熊本水俣病第一次訴訟判決、原告勝訴

- 5 第3水俣病(有明海)発生報道。日本列島水銀パニック 水銀暫定基準
- 6 **新潟水俣病補償協定締結**
- 7 椿忠雄新大教授(新潟県・市認定審査会長)、関川(水俣)病否定
- 8 環境庁健康調査分科会(会長・椿忠雄)、第3水俣病10人中2人について否定 74.6 残り
8人についても否定。徳山水俣病も否定 認定棄却患者増大し始める
- 74(S49)9 新潟「未認定者の会」結成 以後、被災者の会・共闘会議とともに諸種交渉に参加
- 77(S52)～行政不服始まる 1979 差し戻し1件 棄却 1982 差し戻し1件 認定
- 7 環境庁、水俣病の認定基準に「症状の組み合わせ論」導入
- 78(S53)4 新潟県、阿賀野川「安全宣言」発表
- 7 環境庁、水俣病の認定基準に「蓋然性」導入
- 79(S54)3 熊本第二次訴訟 原告勝訴(認定基準厳しすぎる)
- 80(S55)5 熊本水俣病第三次訴訟提訴
- 82(S57)5 **新潟水俣病被害者の会結成**。共闘会議加盟
- 6 **新潟水俣病第二次訴訟提起**
- 10 水俣病関西訴訟提訴

4. これまで及び現在の活動

水俣病全被害者の早期完全救済

(一応の決着 原告 226 人 医療事業 574 人(+同等 225 人)+保健手帳 35 人)

安心して医療にかかれる体制の確保(総合対策医療事業の継続・拡充)

(最高裁判決)

- ・医療事業の拡充・改善(医療制度の改変)
- ・認定制度・認定基準の見直し・・・特別立法の策定
- ・被害の実態把握調査
- ・新保健手帳受付・認定申請制度の啓発・周知

公害の根絶

(一応の決着)

水俣病の経験と教訓を伝える取組

県が行う事業に参加・協力

)1996年3月、県に、1)資料館建設、2)出版 - 水俣病全史、学校副読本、3)環境賞の設置を要望。

県対応;資料館 1999年度をめぐりに開館(2001年8月開館)、「学校副読本」と一般向け「水俣病のあらまし」(2002年3月発行)は考えているが、水俣病全史については難(裁判資料のデジタル化 2005年)。環境賞は既設しており否。

)資料館の充実

1)なぜ新潟に第二の水俣病が繰り返されたのか。2)なぜ「一応の決着」までに30年も40年もかかったのか。また、なぜいまなお解決をみていないのか。3)公害を生み出した企業とこれを規制すべき国・自治体の責任とは何か、そのうえで今後どのように活かすのか、などがわかる展示に。

被害者・共闘会議の取組

- ・記録「阿賀よ 忘れるな」(1996.9)発行
- ・新潟水俣病から学ぶ市民講座(1999年4講座、2000年5講座)
- ・新潟水俣病現地調査(1984～)
- ・新潟水俣環境賞(1997～)・同作文コンクール(1999～)
- ・ガイドブック「阿賀の流れに」(2002.9)、聞き書き・新潟水俣病「いっち うんめえ 水らった」(2003.9)、40年誌「阿賀よ 伝えて」(2005.6)の発行
(最高裁判決/新潟水俣病40年)
-)資料館の運営体制の強化と企画・展示の充実
-) 対応も含めて
- イ)新潟版「もやい直し」委員会の設置
- ロ)患者への慰謝対策(慰霊碑の建立、慰霊祭の実施)
- ハ)総理の謝罪(第二の水俣病発生責任の明確化)

5. 懇談会委員へのメッセージ(要旨)

はじめに

「水俣病」類似の社会的事件の頻発しており、時代は、水俣病の経験と教訓をしっかり学び、活かしていく取組を必要としています。その意味からも、本懇談会の趣旨に賛意を表します。一方、最高裁判決に真摯に向き合い・対応しようとする環境省・政府に怒りを覚えます。本懇談会の「提言」が、環境省(庁)が設立当時の原点に戻り、勇気をもって公害被害者・国民の立場に立った環境行政を取組むきっかけになることを切望します。また、提言は「短期」「中・長期」等に分けられ、優先度をつけた具体的な施策となることを要望します。

患者の声を第一に

提言は何をおいてもまず被害者のためになるものであり、全被害者の早期救済と患者の慰謝対策に道を開くものでなければなりません。95年の政治解決を受け入れた医療事業対象者についても言及され、彼ら/彼女らの「水俣病でなければ、一体何病気なのか」、「なぜ一方的に被害を受けた者が肩身の狭い思いをして生きていかなければならないのか」の長年の呻吟に添えていただきたいし、「子や孫たちに同じ苦しみを味わせたくない」という願いに応える行政システムについても触れていただきたい。

そのためにも、現地に入って被害者の声にじっくり耳を傾けて欲しい。水俣病対策の原点はいうまでもなく被害者の要求の中にあり、この種懇談会も本来は東京でなく、被害者が注視できる熊本と新潟で開催すべきではないでしょうか。懇談会に新潟の関係者が入っていないことから、ぜひ新潟で被害者の声に耳を傾けられることを望みます。

また、最高裁判決が出ているながら、同様の裁判をまた提起しなければならない現状をどのように受けとめられているのか。これについてもぜひ言及いただきたいと思います。

熊本・新潟両水俣病から見る

新潟水俣病に携わってきたものとして、この点について強調したいと思います。新潟の被害者には、「新潟はいつも熊本のつけたし、二番手、後回し。もう少し新潟のほうを向いて」という思いがあります。政府、自治体、学術研究、報道、はては東京の支援の対応に

まで、そう思います。しかし、言うまでもありませんが、熊本・新潟双方をみないと「水俣病」はとらえられないでしょう。二点あげます。一つは、第二の「新潟」から視ることによって「水俣病の教訓」がよりはっきり、明確に重みをもってみえてくると思います(参考に3の「団体結成の経緯」をややスペースをとって記載しました)。もう一つは、1967年の新潟の一次提訴から73年の新潟・熊本双方の補償協定締結までは双方の被害者運動が有機的に結合、連携して一定の成果を得ました。しかし、それ以後は加害者側(国・自治体・チッソ・昭和電工 etc)が双方をうまく使い分けてきた結果、今日の状況に至っているということです。両水俣病を重ね合わせることによって、加害者側の水俣病幕引きの意図・行動が鮮明になり、そのことが逆に問題解決の対処の参考になると考えます。

公害対策は被害者即時無条件救済を原則に

公害被害者を現代社会の中でどう位置づけるのか。これについても、ぜひ見解を出していただきたいと思います。高齢化している彼ら/彼女らが求めているのは、身体的苦痛の緩和もさることながら、心の安寧です。被害者が差別や偏見、中傷にあったことを耳にするたび、私は「被害者は私たち市民に被害が及ぶ前に身を挺して防波堤になった人たち。他人に敬われることはあれ、蔑まされる存在では決してない」と大声で叫びたくになります。

こうした予断や偏見をなくすためにも、公害が起こったときにまずなすべきことは、行政の責任で悉皆調査を行い、被害者全員を無条件で救済することです。そのうえで因果関係が明らかになれば、加害者に負担を求めればよい。水俣病はそうしなかったことにより、40年、50年経っていまだ解決しきれないでいます。今回、最高裁は国の加害責任を認めました。国の責任が明らかになった以上、遅きに失したとはいえ被害の実態調査を行い、全被害者を速やかに救済する措置をとるべきです。これ以外の対応はすべて弥縫策であり、水俣病の「解決」には至りません。

労働についても言及を

水俣病は「労働の意味」も問うています。企業は社会的意義なしに存立し得ませんし、最低条件として地域住民の安全・安心の確保する義務があります。一方、労働者は生計を立てるために働きますが、会社の外に出ると地域住民であり、消費者です。また、労働はその人の人生の根幹をなします。よって、労働のあり方は、「働くこと+暮らすこと+生きること」の三要素から考えなければならないと思います。水俣病は公害と職業病・労災が表裏一体のものであることも示しています。「働くこと」の意味についてもぜひ言及していただきたいと思います。

このほか、前回の懇談会で少し議論になりました「特別医療事業の新潟非適用の経緯」については「阿賀よ 忘れるな」124頁をご参照ください。「一応の決着」を受け入れた新潟の対応については、時間があれば当日お話しします。

2005年7月19日

新潟県知事
泉田裕彦様

新潟水俣病被害者の会
会長 樋口 幸二
新潟水俣病弁護団
団長 中村 洋二郎
新潟水俣病共闘会議
議長代行 中村 洋二郎
TEL025-281-2466 FAX025-281-8101

要 請 書

県民の生命や安全、財産をまもるため、日夜奮闘されていることに敬意を表します。また、新潟水俣病 40 年にあたって『ふるさとの環境づくり宣言』を発表され、さらに「工場・事業場などの排水規制見直し」や「食の安心・安全条例」づくりに取り組まれるなど、新潟水俣病問題を環境行政の基本にすえて積極的に取り組まれようとしていることに、あらためて感謝と敬意の念を表します。

さて、被害者の会と共闘会議は『公害の根絶と水俣病全被害者の早期完全救済』を旗印に運動を展開してきました。1996年2月に東京高裁、新潟地裁で和解をし「一応の決着」をみたものの、その後も「水俣病の経験と教訓を後世に伝える」と「被害者が安心して医療を受けられる体制の確保」を求めて取り組んでいます。

こうしたなか、ご案内のとおり昨年10月に最高裁判決が示され、また現在少数ながら県内で認定申請や行政不服申立が行なわれています。さらに、後述するように依然多くの問題を抱えているなど、「水俣病は終わっていない」状況にあります。

つきましては、同じ悲劇を繰り返さず、ふるさとの環境をより良くしていくために、次のことを要請いたします。用務多端の折りとは存じますが、本問題の重要性に鑑み、速やかにご対応くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 地域の再生・融和 - 新潟版「もやい直し」 - の取組

最高裁判決後、熊本・鹿児島県内では認定申請者が急増し、6月末現在でその数は2462人に達しました。しかも、その9割近くが初申請者であり、あらためて水俣病被害の広がりや深刻さをうかがわせています。

一方、新潟水俣病の申請者は現在1人です。被害規模の違いはあれ、これほどまでの違い・差は、最高裁判決の内容やその後の関係機関の動き、取組等が新潟県内あるいは被害地域でほとんど伝えられていないことにあり、それとともに地域の再生・融和がまったくと言っていいほど進んでいないことに最も大きな要因があると考えられます。そのことは、今般の新潟水俣病公表40年の際のマスコミ取材に対して、被害者が拒否あ

るいは条件付けをしたことに容易にみられます。つまり、被害者が訴える「なぜ、被害を受けた者が肩身のせまい思いをして生きていかなければならないのか」が一向に改善せず、放置されたまま今日に至っているのです。

水俣病被害者にとって、偏見・差別等による精神的苦痛は、身体的苦痛と同等程度かそれ以上に重く、切ないものです。熊本では、岡田元水俣市長が提唱した「水俣市 100 人委員会」の設置や吉井前水俣市長が「水俣病犠牲者慰霊式」で水俣病対策について謝罪したことが契機となって「もやい直し」が推進していった経緯があります。

については、新潟水俣病被害者に対する偏見・差別等を取り除くために、当事者・関係者・有識者らで構成する「(仮称)地域再生・融和対策新潟県委員会」を早急に発足させ、対応策をとられるよう求めます。

2. 新潟水俣病資料館の運営体制の強化と展示の充実など

資料館は、なぜ新潟に第二の水俣病が繰り返されたのか、なぜ「一応の決着」までに 30 年も 40 年もかかったのか。また、なぜいまなお解決をみていないのか、公害を生み出した企業とこれを規制すべき国・自治体の責任とは何か。そのうえで、今後にどのように活かすのか、などがわかるものでなければなりません。

また、公害の生き証人である「語り部」の活動は会館運営において極めて大きな位置をしめており、その取組は会館職員との信頼関係のうえで成り立ちます。さらに、前述の「もやい直し」について、資料館が果たす役割はきわめて大きいものがあります。

そのため、会館職員には語り部と意思疎通をじゅうぶん図り、かつ水俣病問題に対する強い関心と意欲が求められるとともに、会館にはそうした職員が一定年数配属できる体制が必要です。しかるに、当会館においては、本年 3 月末をもって県の派遣職員 2 名が 2 名とも転任し、しかも 1 名しか派遣されませんでした。

また、現在、県の公共施設のあり方が検討されており、新潟水俣病資料館は運営を民間などに任せる指定管理者制度導入の対象となっています。しかしながら、当会館の運営については県も関与する形で、昭和電工との協定書において「被害者の会など救済を求める者及び共闘会議は、地域住民とともに、新潟県が行なう当該寄付を用いた水俣病の教訓を生かした事業の運営に参加・協力する」旨取り交わしています。さらに、県はこれまで、被害者らに「県の事業として責任をもって行なう。県は消極的でなく、きちんと対応していく。ご安心ください」と再三約束してきました。

については、県において、次のように取り組みされるよう求めます。

資料館の位置づけ、方向性をあらためて明確にし、そのための体制を確立すること。資料館の運営については県が全責任をもつこととし、来年度より県職員を少なくとも 2 人以上配置すること。

新潟水俣病資料館を「指定管理者制度」の対象から外すこと。

県内はもちろん近隣県の各市町村教委や教員に会館利用を働きかけること。

また、県が 2002 年 3 月に発行した小学校副読本『未来へ語りついで～新潟水俣病が教えてくれたもの～』の使用状況の把握をふくめ、現場教師との意見交換を行なうなど、公害・環境教育の推進をはかること。

語り部を増やすよう工夫と対策を講じること。

資料館の展示内容の充実をはかること。

県はここ2年余、資料館の「管理運営協議会」を開いてきませんでした。

管理運営協議会、業務検討会を定期的開催すること。また、同会議は前記協定書の精神に則り、被害者の会・共闘会議の意見を踏まえたくえで開催すること。

3. 水俣病患者の慰謝対策

被害者は慰謝対策として次のことを再三要求しています。実現できるようお願いします。

熊本では毎年5月1日に環境大臣出席のもと、慰霊祭を行なっています。

新潟水俣病公表日の6月12日に、知事出席のもと慰霊祭を実施すること。また、環境大臣も出席されるよう求められたい。

資料館の敷地内もふくめ阿賀野川流域沿いに慰霊碑を建立すること。

4. 保健手帳申請受付再開対応

環境省は今後の水俣病対策の「新たな取組のスタートとして“保健手帳申請受付再開”をする」ことになりました。しかしこれは、被害者側が再三再四主張しているとおり、根本的な解決策とはいえず、弥縫策でしかありません。

県はそのことをじゅうぶん踏まえたくえで、保健手帳申請受付再開を実施するにあたり、次のように取り組まれたい。

これまで認定申請した者（取下げ者をふくむ）もふくめ被害地域住民に対し、事業の周知徹底を行なうこと。申請受付案内は一片の通知でなく、地域に入って懇切丁寧に行なうこと。

申請受付が申請者の負担にならないようにすること。

保健手帳交付の審査基準、方法等について公開すること。

不服申し立ての制度を設けること。

5. 総合対策医療事業対象者に対する安心して医療にかかれる体制の確保

水俣病被害者の最大の願いは「安心して医療にかかれる体制の確保」です。

そのために次のように取り組まれたい。については国へも要請されたい。

通院体制（例：介添え者の派遣、簡便な通院手段の獲得、交通費の助成増）を確保すること。

地域の開業医において「医療手帳」「保健手帳」の代替請求ができるようにすること。

医療手帳を介護保険にも適用できるようにすること。

療養手当の増額、マッサージ施術療養の追加、ハリ・灸施術療養の補助の増額など、医療事業の拡充を行なうこと。

6. 水俣病被害者の社会活動に対して、移動をふくめ支援体制をとること。

7. 阿賀野川流域住民の健康調査と環境調査の実施

新潟水俣病はいまだ被害の全貌が明らかではありません。また、被害実態の把握なくし

て問題の全面解決はありません。

実態把握のための阿賀野川流域住民の健康調査を行なうこと。あわせて消失・不明な水銀の行方を明らかにするなど環境総合調査を実施すること。

8 . 環境保全の観点等からの地域の再生・振興対策

次のことに取り組みたい。

水俣病フィールドワークの重要ポイント（新潟水俣病ガイドブック 参照）に説明板を設置されたい。

阿賀野川を舞台とした施策、例えば上流と下流の交流の促進、水源地の植林活動の促進などを積極的に取り組むこと。

9 . 関係団体との連携及び国内外への情報発信の強化

次のことに取り組みたい。

上記資料館の展示の充実とあわせ、被害者の会・弁護団・共闘会議保有の資料整理の推進をはかること。

県保有の水俣病資料（発生初期の魚介類喫食量・症状調査票、毛髪水銀値データなど）を分析、整理すること。

10 . 最高裁判決をうけて、被害者側は次のことを国に強く求めています。県としても国に強く要請されたい。

総理大臣の謝罪

行政責任を断罪した最高裁判決を踏まえて、総理大臣は新潟に第二の水俣病を引き起こしたこともふくめ、あらためて水俣病の被害者と国民に謝罪すること。

新救済制度の確立

国は、福岡高裁・最高裁判決の病像に基づいた新たな認定基準、救済制度を制定すること。

環境大臣の私的懇談会である「水俣病問題に係る懇談会」(有馬朗人座長、委員 10 人)において、新潟水俣病問題を取り上げるとともに、新潟の被害者・関係者の声を聞く場を設けること。

11 . 上記事項について被害者側とじゅうぶん協議のうえ実施すること。